【 調 査 書 概 要 】

弊所の「商標調査報告書」は、「概要」部と「詳細」部に分かれております。

クリーク商標著作権事務所
CREEK Trademark & Copyright Office
http://www.creek-tm.jp/

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-8-3
TEL & FAX：03-3639-6908
e-mail：takizawa@creek-tm.jp

2017 年 8 月 3 日

クリーク商標著作権事務所
瀧澤 尊子 様

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
過日ご相談いただきました商標調査につき、以下の通りご報告申し上げます。

商 標 調 査 報 告 書（概 要）

登録可能性評価指標：A:75%以上、B75-50%程度、C:50-25%程度、D:25%未満

■ 出願検討商標
（商標）
クリーク商標著作権事務所

■ 調査範囲

区分	指定商品又は指定役務	類似群コード	商標の評価	検討結果
41	娯楽・スポーツ又は知識の教授、知的財産に関する人材育成及び能力開発のための教育、国家資格取得機能における教授	41A01	A	
	知的財産に関するセミナーの企画・運営又は開催	41A03	A	
	電子出版物の提供※1	41C02	A	
	※1（備考類似）「電子出版物の提供」→9類「電子出版物」	26A01 26D01	B	②
	書籍の制作、書籍・雑誌の編集	41D01 42Z99	A	
	通訳、翻訳、知的財産権に関する翻訳・通訳	42S01	A	
	【ウィーン分類】26.1.1,26.1.3,26.1.11,26.2.1,26.2.3,26.4.4: 26.4.5,26.4.6,27.1.1,27.1.6,27.5.1,27.5.8,27.5.21		A	
45	工業所有権に関する手続の代理又は鑑定その他の事務、紛争事件その他に関する法律事務、登記又は供託に関する手続の代理、工業所有権に関する調査及び情報の提供、外国における工業所有権に関する手続の仲介又は事務、知的財産権に関する契約の代理又は媒介、知的財産権の利用に関する契約の代理又は媒介、知的財産権に関する助言及びコンサルティング	42R01	D	※
	知的財産権に関する契約の代理又は媒介、知的財産権の利用に関する契約の代理又は媒介、知的財産権に関する助言及びコンサルティング、著作権の管理に関する相談・情報の提供及び助言	42R02	B	①
	【ウィーン分類】26.1.1,26.1.3,26.1.11,26.2.1,26.2.3,26.4.4: 26.4.5,26.4.6,27.1.1,27.1.6,27.5.1,27.5.8,27.5.21		A	

■ 総 評
（第41類について）
商標「クリーク商標著作権事務所」を、区分（第41類）の役務類に出願するについては、同一の先登録商標の存在は確認されませんでした。指定役務「電子出版物の提供」の備考類似にあたる第9類の「電子出版物」に関し、称呼において類似すると考えられる先登録商標②が存在しますが、商標全体としては非類似の主張が可能であると考えられます。

1

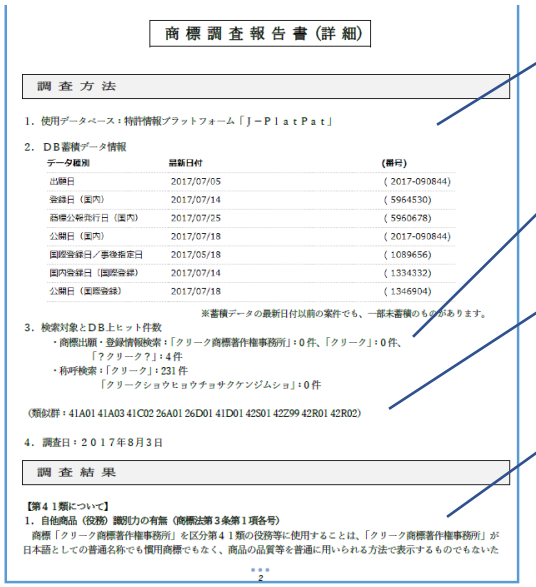

商 標 調 査 報 告 書（詳 細）

調 査 方 法

1．使用データベース：特許情報プラットフォーム「Ｊ－ＰｌａｔＰａｔ」

2．ＤＢ蓄積データ情報

データ種別	最新日付	（件）
出願日	2017/07/05	（2017-090844）
登録日（国内）	2017/07/14	（5964530）
商標公報発行日（国内）	2017/07/25	（5960678）
公開日（国内）	2017/07/18	（2017-090844）
国際登録日／事後指定日	2017/05/18	（1089656）
国内登録日（国際登録）	2017/07/14	（1334332）
公開日（国際登録）	2017/07/18	（1346904）

※蓄積データの最新日付以前の案件でも、一部未蓄積のものがあります。

3．検索対象とＤＢ上ヒット件数
・商標出願・登録情報検索：「クリーク商標著作権事務所」：0 件、「クリーク」：0 件、
「？クリーク？」：4 件
・称呼検索：「クリーク」：231 件
「クリークショウヒョウチョサクケンジムショ」：0 件

（類似群：41A01 41A03 41C02 26A01 26D01 41D01 42S01 42Z99 42R01 42R02）

4．調査日：２０１７年８月３日

調 査 結 果

【第４１類について】
1．自他商品（役務）識別力の有無（商標法第３条第１項各号）
商標「クリーク商標著作権事務所」を区分第４１類の役務等に使用することは、「クリーク商標著作権事務所」が日本語としての普通名称でも慣用商標でもなく、商品の品質等を普通に用いられる方法で表示するものでもないため、自他商品（役務）識別力を有すると考えられます。「クリーク商標著作権事務所」という語は国語辞典・英和辞典等に掲載されておらず、Google 検索においても、普通名称・慣用商標として使用されたケースは見当たらないためです。

2．先願・先登録商標の有無（商標法第４条第１項第１１号）
類似群コード「41A01 41A03 41C02 26A01 26D01 41D01 42Z99」において、上記調査方法により称呼「クリークショウヒョウチョサクケンジムショ」と類似する先願・先登録商標を調査致しました結果、同一・類似の先登録商標はヒットしませんでした。指定役務「電子出版物の提供」の備考類似にあたる第９類の「電子出版物」との関係においては「Ｃｌｉｃ」という登録商標②（登録第 5849143 号）が、称呼において類似するとも考えられますが、これを引例に拒絶理由通知が届くことはないものと考えられます。

以上より、第41類の指定役務に関しては、登録可能性は高いものと思料致します。

2

調査対象商標

類似群コードごとの登録可能性評価

備考類似や他類間類似も明記

ウィーン分類の目安と検討

「総評」により簡便な概要把握

「詳細」部には、使用ＤＢの蓄積情報

調査日における先登録ヒット件数明記

調査対象の類似群コードリスト

調査区分ごとの詳細報告

調査区分ごとの登録可能性評価

当該「商標調査報告書」をもとに、お客様の商標活用の展望を検討し、最適な権利確保の判断材料としていただけます。